

個人データ保護のための取扱指針

NPO 法人 全国商店街まちづくり実行委員会

第1章 総 則

(目的)

第一条 この取扱指針は、上記全国商店街まちづくり実行委員会が個人データを取り扱う際の基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この取扱指針において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- 1 販売店 全国商店街まちづくり実行委員会に運営会員で加盟し、震災疎開パッケージを販売する商店及び組織をいう。
- 2 疎開先 震災疎開パッケージの疎開先として提携した組織及び受け入れ施設をいう。
- 3 顧客 震災疎開パッケージの商品に関する契約を締結し、または締結することを申し込む個人(正会員)をいう。
- 4 個人データ 顧客に関する個人データ(事業を営む顧客の当該事業に関するデータを除く。)であって、特定の顧客を識別できるデータ(他のデータと照合することにより、特定の顧客を識別できることとなるものを含む。)のうち、容易に検索できるように記録され、または記録されることが予定されているものをいう。

(顧客への周知)

第三条 販売店は、顧客データの取扱について顧客へ周知するものとする。

(個人情報保護管理責任者の設置)

第四条 販売店および疎開先組織の長あるいは代表は、個人情報の適正な管理および安全保護を図るため、個人情報保護管理責任者を置かなければならない。

第2章 収集、利用および提供

(個人データの収集)

第五条 販売店は、業務上必要な範囲内で個人データを収集するものとする。

- 1 販売店は、個人データの収集に際して、個人データの利用または提供の目的を明確にし、顧客の同意を得るものとする。
- 2 販売店は、適法かつ公正な手段によって個人データを収集するものとする。
- 3 販売店は、個人データを第三者から収集するにあたっては、顧客の利益を不当に侵害しないようにするものとする。

(個人データの利用及び提供)

第六条 販売店は、第5条第1項に定める範囲において、個人データを利用し、または提供するものとする。

- 1 前項の規定にかかわらず、販売店は、次の各号のいずれかに該当するときには、個人データを

利用しまたは提供することができる。

- (1) 顧客の同意をあらためて得た場合
- (2) 法令の規定による場合
- (3) 顧客の利益(震災時の救済に限る)のために必要である場合

第3章 適正管理

(個人データの適正管理)

第七条 販売店および疎開先は、個人データを業務上必要な範囲内で正確かつ最新の状態に管理するものとする。

- 1 販売店および疎開先は、業務上必要な期間を経過した後は、個人データの廃棄その他の処理を行うものとする。

(個人データの安全保護措置)

第八条 販売店および疎開先は、個人データへの不当なアクセスまたは個人データの紛失、破壊、改ざん、漏洩その他の危険に対して、必要な安全保護措置を講じるものとする。

(外部委託)

第九条 販売店および疎開先は、個人データの取扱を委託する場合には、外部委託先との委託契約を締結するに当たって、販売店と同等の個人データの保護に関する事項について定めるものとする。

第4章 開示請求当への対応

(開示請求等への対応)

第10条 販売店および疎開先は、顧客から自己の個人データについて開示の請求があった場合、訂正の請求があった場合、及び利用または提供の中止の請求があった場合には、これに応じるものとする。

第5章 管理体制の整備

(管理体制の整備)

第11条 販売店および疎開先は、個人データを保護するために、管理体制の整備に努めるものとする。